

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 札幌市              | 47014006     | 47 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外          | 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                  | 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月3,000円限度(院内処方6,000円) | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>3,000円                                 | 平成30年8月診療分から(令和7年4月診療分から一部変更) |
| 函館市              | 47010020     | 47 | ○「北海道の基準」とおり<br>○医師意見書において1～3級の障害者手帳を申請中の者<br>○知的障がい者のIQ50以下の者<br>○身体障がい者3級(内部障害を除く)の者<br>※訪問看護は平成30年10月診療分からレセプト請求可   | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 小樽市              | 47010038     | 47 | ○「北海道の基準」とおり   | ○非課税世帯<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>○課税世帯<br>・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | ○非課税世帯<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>○課税世帯<br>・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>・18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| 旭川市              | 45010048     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり   | 「北海道の基準」とおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 旭川市              | 46010047     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 1 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>2 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 1 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>2 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外   | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 室蘭市              | 45010055     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 室蘭市              | 47010053     | 47 | ○60歳以上の身体障がい者3級(内部障害を除く)の者<br>○60歳以上の身体障がい者4級下肢障害(1、3、4号)、音声機能障害及び言語機能又はそしゃく機能障害の者<br>○知的障がい者のIQ50以下の者<br>○精神福祉手帳1級の者(入院のみ)<br>○60歳以上の精神福祉手帳2級の者<br>○国民年金法別表1級の者<br>○60歳以上の国民年金法別表2級の者 | 非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |
| 釧路市              | 45010063     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 釧路市              | 46010062     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和6年11月診療分から一部変更) |
| 帯広市              | 45010071     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 帯広市              | 46010070     | 46 | ○課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                            | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 北見市              | 47010087     | 47 | 「北海道の基準」のとおり   | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)  |
| 夕張市              | 45010097     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 夕張市              | 46010096     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                   |
| 岩見沢市             | 45010105     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 岩見沢市             | 46010104     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童  | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更) |
| 網走市              | 45010113     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                            | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 網走市              | 46010112     | 46 | ○非課税世帯の者<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| 留萌市              | 45010121     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 苫小牧市             | 47010137     | 47 | ○「北海道の基準」のとおり<br>○知的障がい者のIQ50以下の者<br>○身体障がい者3級(内部障害を除く)の者  | 非課税世帯 及び 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 非課税世帯 及び 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|---|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)              | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 稚内市              | 47010145     | 47 | ○「北海道の基準」のとおり<br>○高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学してゐる者は19歳年度末まで  | 1 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br><br>自己負担なし<br>2 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から者<br>1割相当負担金<br>月24,600円限度 | 1 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br><br>自己負担なし<br>2 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から者<br>1割相当負担金<br>月8,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円<br>(18歳まで非課税世帯自己負担なし)           | 平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更) |
| 美唄市              | 45010154     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 美唄市              | 46010153     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和2年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                          | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 芦別市              | 45010162     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 芦別市              | 46010161     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更) |
| 江別市              | 47010178     | 47 | 「北海道の基準」のとおり   | 非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 赤平市              | 45010188     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 赤平市              | 46010187     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 紋別市              | 45010196     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 紋別市              | 46010195     | 46 | ○課税世帯の3歳以上18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>※1: 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円                             | 平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更)  |
| 士別市              | 45010204     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 士別市              | 46010203     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者(訪問看護に限る)   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>非課税世帯<br>3,000円<br>(15歳まで自己負担なし)   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)  |
| 名寄市              | 45010212     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 名寄市              | 46010211     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更) |
| 三笠市              | 45010220     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                              | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 三笠市              | 46010229     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和7年8月診療分から                   |
| 根室市              | 45010238     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 根室市              | 46010237     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>* 18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であつて、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む<br>○非課税世帯の者  | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 千歳市              | 47010244     | 47 | 「北海道の基準」のとおり   | 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                  | 非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更) |
| 滝川市              | 45010253     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 滝川市              | 46010252     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 砂川市              | 45010261     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 砂川市              | 46010260     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |
| 歌志内市             | 45010279     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 歌志内市             | 46010278     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 深川市              | 45010287     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 深川市              | 46010286     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 富良野市             | 45010295     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 富良野市             | 46010294     | 46 | ○非課税世帯の者<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和4年12月診療分から一部変更) |
| 登別市              | 45010303     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 登別市              | 47010301     | 47 | ○知的障がい者のIQ50以下の者   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 恵庭市              | 47010319     | 47 | ○「北海道の基準」とおり<br>○身体障がい者3級(内部障害を除く)   | 非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)<br>課税世帯の身体障がい者3級(外部障害)の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>2割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度<br>課税世帯の身体障がい者3級(外部障害)の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>2割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(課税世帯の身体障がい者3級(外部障害)の18歳超え2割負担)                  | 平成30年8月診療分から(令和7年4月診療分から一部変更) |
| 伊達市              | 45010329     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 北斗市              | 45010345     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 北斗市              | 46010344     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                            | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 北斗市              | 47010343     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○身体障がい者4級<br>○知的障がい者のIQ65以下<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 北広島市             | 45010519     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 北広島市             | 46010518     | 46 | ○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童   | 北広島市内の保険医療機関を受診した場合<br>自己負担なし<br>北広島市外の保険医療機関を受診した場合<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 北広島市内の保険医療機関を受診した場合<br>自己負担なし<br>北広島市外の保険医療機関を受診した場合<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 石狩市              | 47010525     | 47 | 「北海道の基準」のとおり   | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和7年4月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 当別町              | 45010535     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 当別町              | 46010534     | 46 | ○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○外来:課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| 新篠津村             | 45010543     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 新篠津村             | 46010542     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 令和2年8月診療分から                   |
| 新篠津村             | 47010541     | 47 | 所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 令和2年8月診療分から                   |
| 松前町              | 45010576     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 松前町              | 46010575     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

### 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 福島町              | 45010584     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 福島町              | 46010583     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 知内町              | 45010592     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 知内町              | 46010591     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 知内町              | 47010590     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○知的障がい者のIQ50以下   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで・非課税世帯自己負担なし)                              | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 木古内町             | 45010600     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 木古内町             | 46010609     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 七飯町              | 45010634     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 七飯町              | 46010633     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 七飯町              | 47010632     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○身体障がい者4級(内部障害のみ)<br>○知的障がい者のIQ50以下<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 鹿部町              | 45010683     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 鹿部町              | 46010682     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 森町               | 45010709     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                           |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|---------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                 |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                    |
| 森町               | 46010708     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更)   |
| 八雲町              | 45010717     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                    |
| 八雲町              | 46010716     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和元年8月診療分から                     |
| 長万部町             | 45010725     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                    |
| 長万部町             | 46010724     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円      | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(平成30年12月診療分から一部変更) |
| 江差町              | 45010733     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                    |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 江差町              | 46010732     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 江差町              | 47010731     | 47 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者で精神手帳1級の者(入院のみ)  | 自己負担なし  | なし  | 対象外          | 有    | 対象外  | 平成30年8月診療分から |
| 上ノ国町             | 45010741     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり   | 「北海道の基準」とおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 上ノ国町             | 46010740     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 上ノ国町             | 47010749     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 令和4年8月診療分から  |

### 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)     | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 厚沢部町             | 45010758     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 厚沢部町             | 46010757     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月8,000円限度   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月8,000円限度   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円<br>(18歳まで自己負担なし)            | 平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更) |
| 厚沢部町             | 47010756     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月8,000円限度 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月8,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円<br>(18歳まで自己負担なし)            | 平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更) |
| 乙部町              | 45010766     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 乙部町              | 46010765     | 46 | ○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 令和5年8月診療分から                    |
| 奥尻町              | 45010790     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| せたな町             | 45010816     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| せたな町             | 46010815     | 46 | ○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者   | 1割相当負担金<br>月28,800円限度(多数回該当22,200円)  | 1割相当負担金<br>月9,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>9,000円                                 | 平成30年8月診療分から(平成31年4月診療分から一部変更) |
| 今金町              | 45010824     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 今金町              | 46010823     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                   |
| 島牧村              | 45010832     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 島牧村              | 46010831     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和3年4月診療分から                    |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 島牧村              | 47010830     | 47 | 身体障がい者3級(内部障害を除く)  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和3年4月診療分から一部変更) |
| 寿都町              | 45010840     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 黒松内町             | 45010857     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 一部   | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 黒松内町             | 46010856     | 46 | ○非課税世帯の者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 一部   | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 黒松内町             | 47010855     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)の者   | 1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 一部   | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 蘭越町              | 45010865     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 蘭越町              | 46010864     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 蘭越町              | 47010863     | 47 | ○精神手帳1級(入院医療)<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| ニセコ町             | 45010873     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| ニセコ町             | 46010872     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| ニセコ町             | 47010871     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 令和3年8月診療分から                   |
| 真狩村              | 45010881     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 留寿都村             | 45010899     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 留寿都村             | 46010898     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者   | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円    | 対象外          | 無    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円<br>(18歳まで自己負担なし)                | 平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 留寿都村             | 47010897     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円    | 対象外          | 無    | 1割負担<br>【月額上限】<br>8,000円<br>(18歳まで自己負担なし)            | 平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更) |
| 喜茂別町             | 45010907     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 京極町              | 45010915     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 京極町              | 46010914     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和6年8月診療分から                   |
| 倶知安町             | 45010923     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 倶知安町             | 46010922     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 共和町              | 45010931     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 共和町              | 46010930     | 46 | ○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯の者   | なし   | 基本利用料の負担なし(訪問看護のみ)   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 共和町              | 47010939     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(3歳まで 自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 岩内町              | 45010949     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 泊村               | 45010956     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 泊村               | 46010955     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 泊村               | 47010954     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 神恵内村             | 45010964     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 神恵内村             | 46010963     | 46 | ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 神恵内村             | 47010962     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童<br>自己負担なし<br>それ以外の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童<br>自己負担なし<br>それ以外の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                                      | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 積丹町              | 45010972     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 積丹町              | 46010971     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 令和4年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 積丹町              | 47010970     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担   | 令和4年8月診療分から  |
| 古平町              | 45010980     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 仁木町              | 45010998     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 仁木町              | 47010996     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 余市町              | 45011004     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 令和5年8月診療分から  |
| 余市町              | 46011003     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 令和5年8月診療分から  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | <p>1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br/>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準</p> <p>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)</p> <p>3 精神手帳1級(入院医療を除く)</p> <p>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外</p> | <p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br/>初診時一部負担金<br/>医科 580円<br/>歯科 510円</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br/>初診時一部負担金<br/>医科 580円<br/>歯科 510円</p> <p>3 3歳以上の者<br/>1割相当負担金<br/>月57,600円限度(多数回該当44,400円)</p> | <p>1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br/>* 入院と同様</p> <p>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br/>* 入院と同様</p> <p>3 3歳以上の者<br/>1割相当負担金<br/>月18,000円限度</p>             | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 余市町              | 47011002     | 47 | <p>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者<br/>○後期高齢者医療制度に移行できるが移行していない者</p>   | <p>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br/>自己負担なし</p> <p>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br/>非課税世帯<br/>初診時一部負担金<br/>医科 580円<br/>歯科 510円<br/>課税世帯<br/>1割相当負担金<br/>月57,600円限度</p>                            | <p>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br/>自己負担なし</p> <p>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br/>非課税世帯<br/>* 入院と同様<br/>課税世帯<br/>1割相当負担金<br/>月18,000円限度</p> | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 赤井川村             | 45011012     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり   | 「北海道の基準」とおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 南幌町              | 45011046     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり   | 「北海道の基準」とおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 南幌町              | 46011045     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和4年4月診療分から一部変更) |
| 南幌町              | 47011044     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 令和4年4月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 奈井江町             | 45011053     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 奈井江町             | 46011052     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 奈井江町             | 47011051     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 上砂川町             | 45011061     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 上砂川町             | 46011060     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 由仁町              | 45011079     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 由仁町              | 46011078     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更) |
| 長沼町              | 45011087     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 長沼町              | 46011086     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和6年10月診療分から一部変更) |
| 栗山町              | 45011095     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 栗山町              | 46011094     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)  |
| 月形町              | 45011103     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 浦臼町              | 45011111     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度       | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 浦臼町              | 46011110     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 新十津川町            | 45011129     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 新十津川町            | 46011128     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月18,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 新十津川町            | 47011127     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額<br>月18,000円限度                  | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 妹背牛町             | 45011137     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 妹背牛町             | 46011136     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 秩父別町             | 45011145     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 雨竜町              | 45011152     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 北竜町              | 45011160     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 北竜町              | 46011169     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 北竜町              | 47011168     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 沼田町              | 45011178     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 幌加内町             | 45011186     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 鷹栖町              | 45011194     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 鷹栖町              | 46011193     | 46 | ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 令和元年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)   |
| 東神楽町             | 45011202     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 東神楽町             | 46011201     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和4年10月診療分から一部変更) |
| 東神楽町             | 47011200     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和4年10月診療分から一部変更) |
| 当麻町              | 45011210     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度   | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 当麻町              | 46011219     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(非課税世帯<br>20歳まで<br>・<br>課税世帯<br>18歳まで<br>自己負担なし) | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更) |
| 比布町              | 45011228     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 比布町              | 46011227     | 46 | ○課税・非課税世帯:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯:15歳以上の者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 愛別町              | 45011236     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 愛別町              | 46011235     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度    | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 上川町              | 45011244     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 上川町              | 46011243     | 46 | ○非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 上川町              | 47011242     | 47 | ○知的障がい者のIQ55以下の者   | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 非課税世帯及び課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 東川町              | 45011251     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 美瑛町              | 45011269     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 上富良野町            | 45011277     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 上富良野町            | 46011276     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○住民税所得割非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |
| 中富良野町            | 45011285     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 中富良野町            | 46011284     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 南富良野町            | 45011293     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 占冠村              | 45011301     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 占冠村              | 46011300     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 占冠村              | 47011309     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 和寒町              | 45011319     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 和寒町              | 46011318     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 和寒町              | 47011317     | 47 | ○後期高齢者医療保険非加入者<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円      | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 剣淵町              | 45011327     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 下川町              | 45011350     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 下川町              | 46011359     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 美深町              | 45011368     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 音威子府村            | 45011376     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 音威子府村            | 46011375     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 中川町              | 45011384     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 中川町              | 46011383     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 中川町              | 47011382     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 増毛町              | 45011392     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 小平町              | 45011400     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 苫前町              | 45011418     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 苫前町              | 46011417     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 羽幌町              | 45011426     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 羽幌町              | 46011425     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更) |
| 初山別村             | 45011434     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 初山別村             | 46011433     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 遠別町              | 45011442     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 天塩町              | 45011459     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 天塩町              | 46011458     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成31年4月診療分から |
| 天塩町              | 47011457     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成31年4月診療分から |
| 幌延町              | 45011467     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 幌延町              | 46011466     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 令和3年4月診療分から  |
| 幌延町              | 47011465     | 47 | 所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 令和3年4月診療分から  |
| 猿払村              | 45011475     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 浜頓別町             | 45011483     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 中頓別町             | 45011491     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 枝幸町              | 45011509     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 豊富町              | 45011525     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 豊富町              | 46011524     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和2年11月診療分から一部変更) |
| 礼文町              | 45011533     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 利尻町              | 45011541     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 利尻町              | 46011540     | 46 | ○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |
| 利尻富士町            | 45011558     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 大空町              | 45011574     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 大空町              | 46011573     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 課税・非課税世帯:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>非課税世帯:18歳以上の者<br>自己負担なし<br>上記以外の者<br>1割負担の1/2助成<br>月28,800円限度  | 課税・非課税世帯:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>非課税世帯:18歳以上の者<br>自己負担なし<br>上記以外の者<br>1割負担の1/2助成<br>月9,000円限度           | 対象外          | 有    | 0.5割負担<br>【月額上限】<br>9000円<br>(18歳まで・非課税世帯<br>自己負担なし)     | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |
| 美幌町              | 45011582     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 美幌町              | 46011581     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 非課税世帯の者<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>上記以外の者<br>1割負担の1/2助成<br>月28,800円限度  | 非課税世帯の者<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>上記以外の者<br>1割負担の1/2助成<br>月9,000円限度                     | 対象外          | 有    | 0.5割負担<br>【月額上限】<br>9000円<br>(18歳まで自己負担なし)               | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| 津別町              | 45011590     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 津別町              | 46011599     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和3年4月診療分から一部変更) |
| 斜里町              | 45011608     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 一部   | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 斜里町              | 46011607     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 一部   | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 斜里町              | 47011606     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 一部   | 自己負担なし   | 令和5年8月診療分から                   |
| 清里町              | 45011616     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 清里町              | 46011615     | 46 | ○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯:3歳以上の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 小清水町             | 45011624     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 小清水町             | 46011623     | 46 | ○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯:3歳以上の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 小清水町             | 47011622     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>自己負担なし<br>3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度                           | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 訓子府町             | 45011640     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 訓子府町             | 46011649     | 46 | ○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度           | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 訓子府町             | 47011648     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                                     | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 置戸町              | 45011657     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 置戸町              | 46011656     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 佐呂間町             | 45011673     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 遠軽町              | 45011707     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 遠軽町              | 46011706     | 46 | ○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯:3歳以上の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 湧別町              | 45011749     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 湧別町              | 46011748     | 46 | ○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯:3歳以上の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 滝上町              | 45011756     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 興部町              | 45011764     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 興部町              | 46011763     | 46 | 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 令和2年8月診療分から  |
| 西興部村             | 45011772     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 雄武町              | 45011780     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 雄武町              | 46011789     | 46 | ○課税世帯の3歳以上の者から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担  |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|---|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院  | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)                    | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 雄武町              | 47011788     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 豊浦町              | 45011798     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 豊浦町              | 46011797     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし  | 自己負担なし  | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 豊浦町              | 47011796     | 47 | ○知的障がい者のIQ50以下の者<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更) |
| 洞爺湖町             | 45011806     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 洞爺湖町             | 46011805     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 壮瞥町              | 45011830     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 壮瞥町              | 46011839     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更) |
| 壮瞥町              | 47011838     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更) |
| 白老町              | 45011848     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 白老町              | 46011847     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 令和5年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更)  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |   | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|---|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来  |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度  | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 安平町              | 45011863     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 安平町              | 46011862     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし  | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和3年8月診療分から一部変更) |
| 厚真町              | 45011871     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 厚真町              | 46011870     | 46 | ○世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者<br>○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 厚真町              | 47011879     | 47 | ○知的障がい者のIQ50以下の者<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 非課税世帯、世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者及び課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)  | 非課税世帯、世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者及び課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| むかわ町             | 45011889     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| むかわ町             | 46011888     | 46 | ○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 平取町              | 45011913     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 日高町              | 45011921     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 日高町              | 46011920     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和7年8月診療分から一部変更) |
| 新冠町              | 45011939     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 新冠町              | 46011938     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 新ひだか町            | 45011947     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 新ひだか町            | 46011946     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和3年8月診療分から                   |
| 新ひだか町            | 47011945     | 47 | ○精神手帳1級の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院医療)  | 自己負担なし   | 対象外  | 対象外          | 有    | 対象外  | 令和3年8月診療分から                   |
| 浦河町              | 45011962     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 様似町              | 45011970     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 様似町              | 46011979     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| えりも町             | 45011988     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 一部   | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| えりも町             | 46011987     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 一部   | 自己負担なし   | 令和5年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| えりも町             | 47011986     | 47 | ○身体障がい者3級(内部障害を除く)<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」及び町単独の「身体障がい者3級(内部障害を除く)」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>「北海道の基準」とおり   | 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>「北海道の基準」とおり                         | 対象外          | 一部   | 1割負担<br>(15歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更) |
| 音更町              | 45011996     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 音更町              | 46011995     | 46 | ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生は入院のみ)<br>○非課税世帯の者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 士幌町              | 45012002     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 士幌町              | 46012001     | 46 | ○課税・非課税世帯:18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>○非課税世帯:18歳以上の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和4年8月診療分から一部変更) |
| 上士幌町             | 45012010     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 上士幌町             | 46012019     | 46 | ○課税・非課税世帯:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯:18歳以上の者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                | 平成30年8月診療分から                  |
| 鹿追町              | 45012028     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 鹿追町              | 46012027     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和2年2月診療分から                   |
| 新得町              | 45012036     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 清水町              | 45012044     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 清水町              | 46012043     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 令和2年6月診療分から                   |
| 芽室町              | 45012051     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 芽室町              | 46012050     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 芽室町              | 47012059     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更) |
| 中札内村             | 45012069     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 中札内村             | 46012068     | 46 | 「北海道の基準」のとおり   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 中札内村             | 47012067     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |
| 更別村              | 45012077     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 更別村              | 46012076     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                  |
| 大樹町              | 45012093     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 大樹町              | 46012092     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更) |
| 広尾町              | 45012101     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 広尾町              | 46012100     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年4月診療分から一部変更)  |
| 広尾町              | 47012109     | 47 |  |  |  |              |      |  | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から取扱い終了) |
| 幕別町              | 45012119     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 幕別町              | 46012118     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更) |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 池田町              | 45012127     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 池田町              | 46012126     | 46 | ○非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から |
| 豊頃町              | 45012135     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 豊頃町              | 46012134     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 豊頃町              | 47012133     | 47 | ○精神手帳1級により対象になった18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | なし   | 対象外          | 有    | 対象外  | 平成30年8月診療分から |
| 本別町              | 45012143     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 本別町              | 46012142     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から |
| 足寄町              | 45012150     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 足寄町              | 46012159     | 46 | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者  | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和5年10月診療分から一部変更) |
| 陸別町              | 45012168     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 陸別町              | 46012167     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |
| 陸別町              | 47012166     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |
| 浦幌町              | 45012176     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 釧路町              | 45012184     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                          |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                                |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                   |
| 釧路町              | 46012183     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から一部変更)  |
| 釧路町              | 47012182     | 47 |  |  |  |              |      |  | 平成30年8月診療分から(令和5年8月診療分から取扱い終了) |
| 厚岸町              | 45012192     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 厚岸町              | 46012191     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                   |
| 浜中町              | 45012200     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                   |
| 浜中町              | 46012209     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 無    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から                   |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 浜中町              | 47012208     | 47 | ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度               | 対象外          | 無    | 1割負担<br>(18歳まで自己負担なし)                                    | 平成30年8月診療分から                  |
| 標茶町              | 47012216     | 47 | ○「北海道の基準」とおり<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和元年8月診療分から一部変更) |
| 弟子屈町             | 45012226     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 弟子屈町             | 46012225     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>上記以外の課税世帯の者<br>月28,800円限度(多数回該当22,200円)   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>上記以外の者<br>対象外   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から(令和6年8月診療分から一部変更) |
| 鶴居村              | 45012242     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 無    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 鶴居村              | 46012241     | 46 | 「北海道の基準」とおり  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円   | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円 | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 鶴居村              | 47012240     | 47 | ○後期高齢者医療保険非加入者<br>○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円      | 対象外          | 無    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 白糠町              | 45012259     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 白糠町              | 46012258     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>○非課税世帯の者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から |
| 別海町              | 45012275     | 45 | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 「北海道の基準」とおり  | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日                         |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|-------------------------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |                               |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から                  |
| 別海町              | 46012274     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |
| 別海町              | 47012273     | 47 | ○精神手帳1・2級(入院医療)  | 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者<br>自己負担なし<br>18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者<br>【非課税世帯】<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>【課税世帯】<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円)      | なし   | 対象外          | 有    | 対象外  | 平成30年8月診療分から(令和6年4月診療分から一部変更) |
| 中標津町             | 45012283     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 標津町              | 45012291     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から                  |
| 標津町              | 46012290     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 1割負担   | 平成30年8月診療分から                  |

## 重度心身障がい者医療市町村一覧

| 自治体名             | 公費実施<br>機関番号 | 法別 | 対象者  | 自己負担   |  | 食 事<br>療 養 費 | 所得制限 | 訪問看護   | 受託年月日        |
|------------------|--------------|----|--|--|--|--------------|------|--|--------------|
|                  |              |    |  | 入院   | 外来   |              |      |  |              |
| 北海道の基準<br>法別(45) |              | 45 | 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る)<br>※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準<br>2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下)<br>3 精神手帳1級(入院医療を除く)<br>* 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>初診時一部負担金<br>医科 580円<br>歯科 510円<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月57,600円限度(多数回該当44,400円) | 1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者<br>* 入院と同様<br>2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の者<br>* 入院と同様<br>3 3歳以上の者<br>1割相当負担金<br>月18,000円限度 | 対象外          | 有    | 1割負担<br><br>【月額上限】<br>課税世帯<br>18,000円<br>非課税世帯<br>8,000円 | 平成30年8月診療分から |
| 羅臼町              | 45012309     | 45 | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 「北海道の基準」のとおり   | 対象外          | 有    | 北海道の基準   | 平成30年8月診療分から |
| 羅臼町              | 46012308     | 46 | ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者   | 自己負担なし   | 自己負担なし   | 対象外          | 有    | 自己負担なし   | 令和4年8月診療分から  |